

就学援助制度

◎就学援助制度は毎年申請が必要です。

必要書類

●就学援助費受給申請書兼世帯票

- ・児童(生徒) 1人につき1枚必要です。
- ・申請理由を必ず記入してください。

●所得に関する証明書(課税証明書または非課税証明書)

- ・同一世帯で所得のある方は全員分必要です。
- ・市役所2F 税務課市民税係に証明書を取りに行ってください。
- ・世帯単位とします。中学校(小学校)に兄弟・姉妹がおられる場合も1通。提出は中学校をお願いします。

保護者が申請書類を学校へ提出
→学校長が確認のうえ教育委員会へ提出



天理市教育委員会より認定通知



保護者に認定のお知らせ

※委任状を配布(学校長に委任)

【就学援助費支給対象項目】

種 類	内 容
新入学児童生徒学用品費	1年入学時のみ(定額)
学用品費・通学用品費	各学期末にまとめて(定額)
給食費	各学期末にまとめて 実費(3学期で精算)
校外活動費 泊を伴う	年1回に限り、交通費・見学料のみ対象
校外活動費 泊を伴わない	年1回に限り、実費支給、交通費・見学料のみで遊園地の乗物券は対象外
修学旅行	実費(お小遣いは除く)
医療費	学校保健安全法に定める下記の疾病に限る(詳しくは学校まで)
	1. トラホーム及び結膜炎 2. 白癬・疥癬及び膿痂疹 3. 中耳炎 4. 慢性副鼻腔炎及びアデノイド 5. う歯(虫歯) 6. 寄生虫病

◇口座振込による支給となります。

※受給申請書は前年度に受給された方に配布しております。
新たに受給を希望される方は、学校までご連絡ください。

☆申請書の提出は学校の定めた日までにお問い合わせ致します。